

国海査第438号の2

令和8年2月27日

別紙関係団体代表者 各位

国土交通省

海事局検査測度課長（公印省略）

船舶検査及び登録測度関係の申請書等における旧姓の取り扱いについて（通達）

女性活躍・男女共同参画の重点方針2025（令和7年6月10日閣議決定）において、関係府省においては、旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組むこととしています。

これを踏まえ、関係法令に基づき、海事局検査測度課及び地方運輸局（運輸監理部を含む。）並びに沖縄総合事務局で取り扱う船舶検査及び登録測度に関する手続きにおいて、申請者等が旧姓記載（旧姓のみの記載又は現行の氏名に加えて旧姓を括弧書きで併記することをいう。）を希望する場合は、これを認めることとしましたので周知いたします。

ただし、証明書等（登記事項証明書(船舶登記簿謄本)、船舶国籍証書、仮船舶国籍証書、国籍証明書、漁船登録票、その他住民票の写し等公的な証明書類）により申請者等の氏名の確認が必要な手続きについては、従前のおり、各種証明書等の記載に従うものいたします。